

安全保障理事会議長声明

「中東における情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年10月2日に開催された、安全保障理事会の第7039回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、安保理決議2042(2012)、2043(2012)、および2118(2013)並びに2011年8月3日、2012年3月21日および2012年4月5日の安保理議長声明を想起する。

安全保障理事会は、シリアとシリア紛争により影響を受けた全ての他の国家の主権、独立、統一および領土保全、並びに国際連合憲章の目的と原則に対する安保理の強い公約を再確認する。

安全保障理事会は、全ての当事者に対し、国連緊急人道援助指導原則を尊重することを求めそしてどんな政治的予断や目的もなく、必要性に基づいて提供されているそのような援助の重要性を強調する。

安全保障理事会は、国連事務総長および国連人権高等弁務官により報告されたような受け入れがたいまた拡大している暴力の水準と100,000名以上の死にぞっとさせられている。シリアにおける人道状況の著しく且つ素早い悪化が深刻に危険を伝えている。数百万のシリア人、とりわけその半数近くが子どもである国内避難民が、緊急の人道援助を必要としていることおよび緊急の増加した人道活動なしでは、その命が危険な状態にあることに深刻な懸念をもって留意する。

安全保障理事会は、シリア当局による人権法および国際人道法の広範な違反並びに武装集団による人権侵害と国際人道法違反を非難する。

安全保障理事会は、その由来にかかわらず、性的およびジェンダーに基づく暴力や虐待のあらゆる行為を含む、シリアにおいて犯されたあらゆる暴力もまた非難し、そして国際法がレイプおよび性的暴力の他の形態を禁止していることを想起する。

安全保障理事会は、勧誘と使用、殺害や傷害、レイプおよび性的暴力のあらゆる他の形態、学校や病

院への攻撃並びに恣意的な逮捕、拘禁、拷問、虐待および人間の楯としての使用のような適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯された深刻なあらゆる違反や虐待を更に非難する。

安全保障理事会は、多くの犠牲者と破壊をもたらした、アル・カーイダと関連がある組織や個人により実行された増加したテロ攻撃をなおまた非難し、そして全ての当事者に対し、そのような組織や個人により実行されたテロ行為に終わりをもたらしことを誓約することを求める。安保理は、これに関連して、あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること、またどんなテロ行為も、その動機、場所、時そして誰によって犯されたかにかかわらず、犯罪であり正当化できないことを再確認する。

安全保障理事会は、国際人道法の下での全ての義務は、あらゆる状況において尊重されなければならないことを想起する。とりわけ、一般住民と戦闘員を区別する義務および無差別攻撃および文民並びに文民目標に対する攻撃の禁止、並びに化学兵器の使用および過剰な傷害若しくは不必要な苦痛を生じさせる性質の兵器、発射体および物質並びに戦争手段の利用の禁止を想起する。安保理は、全ての当事者に対し、国際人道法のあらゆる違反および人権侵害を直ちに止めそして思いとどまることを促し、また全ての当事者に対し、国際人道法の下でのその義務を十分に尊重することまたメディカル・センター、学校および給水所のような文民目標に対して向けられた攻撃を思いとどまることを含む、文民を保護するための全ての適切な措置を講じることを求め、そして全ての当事者に対し、人口密集地に軍事拠点を確立することを避けることをまた求める。安保理は、これに関連して、シリア当局がその住民を保護する主要な責任を負っていることを想起する。

安全保障理事会は、国際人道法の下で、傷病者は、実行可能な限り最大限に、またできるだけ早く、その状況が要求する医療と注意を与えられなければならないことそして医療および人道関係者、施設並びに輸送は尊重されまた保護されなければならないことをまた想起する。この目的のために、安保理は、医療関係者および外科的な品目と薬品を含む供給品のあらゆる地区への自由な通過を促す。

安全保障理事会は、シリアにおける紛争によりもたらされた人道的惨事の規模が、人道的必要性が特に緊急な地区や区域を含む、同国全土に人道援助の安全なそして妨害のない提供を促進する迅速な行動を要求していることを強調する。人道的アクセスの拒否の全ての事例を非難し、そして援助物資やアクセスを意図的に妨げることを含む、文民の生存にとって必要不可欠な物を文民から恣意的に奪うことは

国際人道法の違反を構成することを想起する。

安全保障理事会は、全ての当事者、とりわけシリア当局に対し、人道救援活動に従事している国際連合、国連専門機関および全ての人道関係者の努力を促進するために、シリアにおける影響を受けた人々への緊急人道援助を提供するために、その支配下にあるまた紛争境界を越えた全ての地区の援助を必要としている住民に対する安全なそして妨害のない人道アクセスを迅速に促進することによるものを含む、全ての適切な措置を講じることを促す。シリア領域全体におけるアクセスと援助の提供を促進するため、国際連合、国連専門機関およびシリア市民社会組織を含む全ての関係当事者の間の更なる協力をまた奨励する。

安全保障理事会は、シリア当局に対し、人道救援活動の拡大を促進し、官僚的な障害とその他の障害を撤廃する、以下のものを通したものを含む、迅速な措置を講じることを更に促す。

- (a) 人道救援活動に従事する更なる国内のおよび国際的な非政府組織の承認を促進すること。
- (b) 更なる人道ハブの運用化のための手続、予測可能なやり方で必要な査証や許可を与えることにより人道要員と部隊の入国と移動、コミュニケーションの道具、装甲板で保護された車両および医療用や外科用の装備のような、人道活動に必要な、品物や装備の輸入を緩和しまた促進すること。
- (c) 最も効果的な方法を通して、紛争境界線を越えたものを含む、必要としている人々に対して、適当と認められる場合に、国連緊急人道援助指導原則に従って隣国からの国境を越えた、安全なそして妨害のない人道アクセスを速やかに促進すること。そして
- (d) 改定されたシリア人道援助対応計画におけるものを含む、人道事業の履行のための承認を加速すること。

安全保障理事会は、全ての当事者に対し、以下のことを促す。

- (a) 国際連合要員の、国連専門機関のそれの、および人道救援活動に従事している全ての他の要員の安全および防護を、かれらの移動およびアクセスの自由を害することなく、確保するため、全ての適切な措置を講じること、およびこれに関連した主要な責任はシリア当局にあることを強調する。
- (b) 医療施設、学校および給水所を直ちに非武装化し、文民目標を標的とすることを自制し、そして人道的な休止を実施するための様式並びに救援機関からの通知に基づいて、必要としている人々へのアクセスする主要な経路にそって人道部隊の速やかな安全且つ妨害のない通過を可能にする主要な経路について合意すること。そして

(c) 活動上のそして政策上の問題を人道関係者と議論するのに必要な権限をもった権能を与えられた対話者を指定すること。

安全保障理事会は、地域全体に安定性を損なっている影響を与えている、シリアにおける紛争によりもたらされた難民危機の影響に安保理の深い懸念を表明する。シリアを逃れてきた 200 万人以上の難民を収容するため、隣国および同地域の諸国、特にヨルダン、レバノン、トルコ、イラクおよびエジプトにより果たされてきた著しい努力に対し、安保理の感謝の念を表明する。

安全保障理事会は、ノン・ルフールマンの原則、シリアに自発的に帰還する難民の権利の重要性を再確認しそしてシリアの隣国に対し、パレスチナ人を含むシリアにおける暴力を逃れている全ての人々を保護することを奨励する。全ての加盟国に対し、責任分担の原則に基づき、難民および影響を受けたコミュニティを支援するこれらの諸国を支援することを促す。安保理は、難民および国内避難民のためのキャンプの安全と文民的性格を尊重しそして維持する全ての当事者の必要性を強調する。

安全保障理事会は、全ての加盟国に対し、シリア国内の人々、とりわけ国内避難民、および隣国のシリア難民の連続している必要性を満たす国際連合人道アピールに迅速に対応することおよび全ての誓約が十分に与えられることを確保することをまた促す。全ての加盟国に対し、国際的な金融機関および国際連合機関と調整して、難民受け入れ国における難民危機の増加しつつある政治的、社会経済的および財政的影響に対処するためその支援を増やすことを更に促す。

安全保障理事会は、国際人道法の違反および人権侵害に対する刑事責任の免除を終わらせる必要性を強調し、そしてシリアにおけるそのような違反や侵害を犯したか若しくはその他で責任を有する者は、訴追されなければならないことを再確認する。

安全保障理事会は、人道状況が危機に対する政治的解決がないことで悪化し続けることを強調し、2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケ（決議 2118（2013）の添付文書 II）についての安保理の支持をくり返し表明しそして全ての当事者が全ての暴力および国際法の違反と侵害に直ちに終わりをもたらしことを目的としたジュネーブ・コミュニケの迅速なまた包括的な実施に向けて活動すること、およびシリア国民の合法的憧れに叶うそして彼ら自身の未来を自主的にまた民主的に決めることを彼らに可能にする移行を導くシリア人主導の政治的過程を促進することを要求する。シリアにおける紛争

の終わりを早める移行を導くシリア人主導の政治的過程を促進するためジュネーブ・コミュニケを実施する国際会議の可及的速やかな開催の必要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、この議長声明に概説された具体的な措置の履行に向けた進展に関するものを含む、シリアにおける人道状況および隣国におけるその影響について、安保理に定期的に通知することを要請する。